

防災福祉子ども委員会行政調査報告から

【盛岡市】

重層的支援体制整備事業について

1. 重層的支援体制整備事業とは

(1) 背景・目的

国は、少子高齢化や人口減少、地域社会の脆弱化、福祉ニーズの複雑化・複合化等、社会構造が変化する中で、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めるため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（以下「法」という。）において、「重層的支援体制整備事業」（以下「重層事業」という。）を創設した。

重層事業は、地域共生社会を理念とし、関係機関が協働して課題を解決するための「包括的支援体制」の構築を目指すものである。

盛岡市では、既存の取組を活かしつつ、市全体の支援機関や地域の関係者が相談を断らずワンストップで受け止め、つながり続ける支援体制を構築することで、「第2期盛岡市地域福祉計画」の基本理念である「共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」を目指すものである。

重層的支援体制整備事業を一言で表すと、**地域共生社会を目指すためのツール**

(2) 盛岡市における概念の整理

上位概念	<p>「地域共生社会」の実現（理念）</p> <p>制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会</p>
中位概念	<p>「包括的支援体制」の構築（指針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「他人事」が「我が事」になるような環境整備 ・住民に身近な圏域で、分野を超えた課題に総合的に相談に応じる体制づくり ・公的な関係機関が協働して課題を解決するための体制づくり

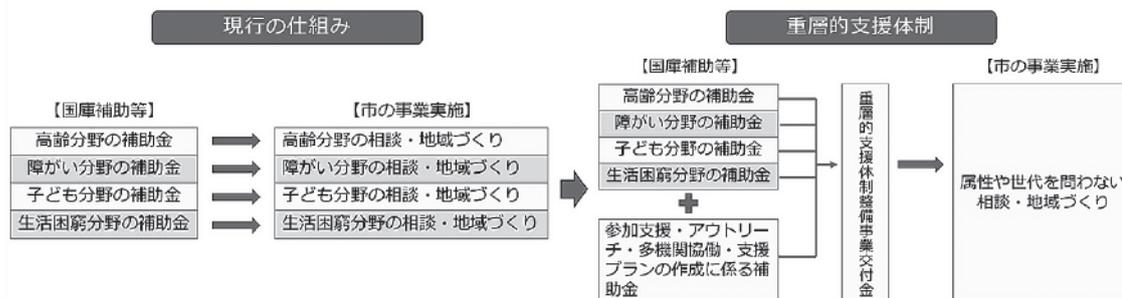
(3) 事業実施

縦割りの分野別支援体制の壁を低くすることで、複雑化・複合化する福祉ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、

- ①属性を問わない相談支援（法第106条の4第2項第1号）
- ②参加支援（法第106条の4第2項第2号）
- ③地域づくりに向けた支援（法第106条の4第2項第3号）

る国庫補助等を加え、一体的な執行を可能とする「重層的支援体制整備事業交付金」（法第106条の8，第106条の9）として交付される。

交付金の集約により、包括的な支援体制の構築を目指す。



2. 重層事業の実施内容及び実施体制等

(1) 第1号 包括的相談支援事業（既存事業）

介護，障がい，子育て，生活困窮分野の各相談支援事業者が，包括的に相談を受け止め，課題整理や必要な情報提供を行うとともに，他の支援機関等との連携した支援の実施等により，地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する。

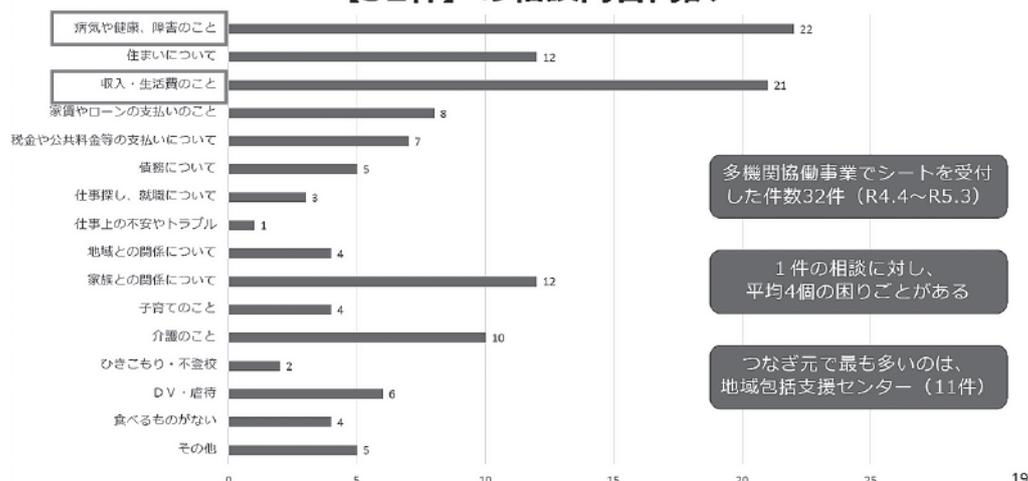


断らない相談支援＋断らない連携 「包括的相談支援受付シート」を導入

※それぞれの窓口で連携が必要と思われるケースについて，包括的に漏れなく受け止め（主訴を把握），早期に適切な支援につなぐことを目的としている。

※複雑ケースについては，シートを用いて多機関協働事業につなぐ。

包括的相談支援受付シート受付実績《R4.4～R5.3》 【32件】の相談内容内訳



(2) 第2号 参加支援事業

- ・ 社会とのつながりを築くための支援
- ・ 支援対象者の課題等を踏まえたマッチングや支援メニューづくり
- ・ 支援対象者への定着支援と受け入れ先の支援



- ・ BBM (Book and Bookenergy in Morioka)
- ・ 住まいるプロジェクト
- ・ 畑づくり
- ・ その他の取組 (企業とのコラボ等)

BBM (Book and Bookenergy in Morioka)	住まいるプロジェクト						
<p>【概要】 一般就労が難しい、ひきこもりを経験した者等の中間就労の場(居場所)の構築を行う。市民等から読み終わった本の寄附を受け、その本の仕分け作業を行う場が、中間就労の場(居場所)となる。その後、クリーニング等を行い、販売する。その収益は、作業者の工賃や福祉団体に寄附する。</p> <p>【実施日】 第一・第三水曜日 10:00~15:00 【場 所】 盛岡市総合福祉センター 【実施日】 第二水曜日 13:00~15:00 【場 所】 となんカナン(サテライト会場)</p> <p>○実施数 31回(内、サテライト会場10回) ○延べ参加者 292名(内、サテライト会場19名) ○その他活動参加者(本の回収作業) 3名</p>	<p>【概要】 認知症や障がい等により家庭ごみが捨てられない状況となり、いわゆる「ごみ屋敷」状態になっている世帯に対し、ごみの片づけと併せて、その世帯が抱える潜在的な課題の解決にも対応することで、安心して自宅で生活を続けていくことが出来るよう、住まいの再生と笑顔を取り戻すためのプロジェクト。</p> <p>○実施数 9回 ○延べ参加者 3名(片付け作業を行う)</p>						
畑づくり	その他の活動						
<p>・ 市民等から提供された畑でひきこもりを経験した者等が作業を行った。</p> <p>○実施数 11回 ○延べ参加者 28名</p>	<p>・ 市民から依頼のあった次の活動を参加支援事業として実施した。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>・ わらび収穫</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 3名</p> </td> <td> <p>・ 生活支援(草刈り)</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 2名</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>・ ブルーベリー収穫</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 3名</p> </td> <td> <p>・ 生活支援(障子張替)</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 1名</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>・ 生活支援(自宅片付け)</p> <p>○実施数 2回 ○参加者 2名</p> </td> </tr> </table>	<p>・ わらび収穫</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 3名</p>	<p>・ 生活支援(草刈り)</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 2名</p>	<p>・ ブルーベリー収穫</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 3名</p>	<p>・ 生活支援(障子張替)</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 1名</p>		<p>・ 生活支援(自宅片付け)</p> <p>○実施数 2回 ○参加者 2名</p>
<p>・ わらび収穫</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 3名</p>	<p>・ 生活支援(草刈り)</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 2名</p>						
<p>・ ブルーベリー収穫</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 3名</p>	<p>・ 生活支援(障子張替)</p> <p>○実施数 1回 ○参加者 1名</p>						
	<p>・ 生活支援(自宅片付け)</p> <p>○実施数 2回 ○参加者 2名</p>						
企業とのコラボ							
<p>・ 川上塗装工業味のリンクアップウエス活動(SDGs)における、布の裁断作業を参加支援事業として実施した。</p> <p>○実施数 3回 ○延べ参加者 9名</p>							

(3) 第3号 地域づくり事業(既存事業)

- ・ 世代や属性を超えた交流の場や居場所づくり
- ・ 交流・参加・学びの機会の創出
- ・ 地域のプラットフォームの促進を通じた地域活動の活性化



【地域づくり事業(地域福祉課)】での取組内容

- ・ 支援機関が捉える制度外のニーズ及び多機関ネットワークの現況を把握することを目的に、ニーズ調査(アンケート)を実施した。
- ・ 調査項目(対応困難ケースについて・多機関連携について・重層事業について)
- ・ 調査対象数 1,015(高齢642, 子ども12, 障がい360, 困窮1) ※重複あり

高齢：地域包括支援センター等，障がい：基幹相談支援センター等
子ども：子育て支援センター等，困窮：自立相談支援機関

・回答数 118 (回答率11.6%)

(4) 第4号 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・支援が届いていない人への働きかけ
- ・ネットワークを活用した潜在的な対象者情報の早期把握
- ・本人との信頼関係の構築



令和4年度実績 (R4.4～R5.3)

- ・相談件数 66件 (初回相談)
- ・訪問回数 387回

ケース紹介

【対象者情報】

- ・50代男性。80代母と二人暮らしだったが、母が長期入院し、後に施設入所となる。
- ・中学・高校時代いじめに遭い、高校を中退後、自室にひきこもるようになった。
- ・家族とも会話はなく、姿は殆ど確認出来ない。

【相談経路】

- ・母の入院をきっかけに、別居の家族から社協に連絡があった。
- ・「母の入院中、本人が自宅に一人となるため、いずれ困った時の相談先になってほしい」

【アウトリーチ等継続的支援の内容】

- ・社協の存在を知ってもらうため、定期訪問 (月1～2回) を実施 (名刺や手紙を投函) したが、応答なし。
- ・初回相談から約4か月後、本人から「困窮している」という内容の手紙が届き、親族や関係機関と連絡を取り合いながら食料支援を開始。
- ・その後、手紙で本人の意向を確認しながら定期訪問 (月2回) 実施。
- ・初回相談から約12か月後、初めて本人と対面でき、筆談。
- ・「いじめが原因で人間不信となった。会話を聞くだけで強い精神的ストレスを感じるため、外出が困難。生活保護の申請をしたいが、外に出ること、会話をすることが出来ないため、非接触での申請をさせてほしい」

その後

生活保護を申請し、生活保護開始となった。

(5) 第5・6号 多機関協働事業・支援プランの作成

- ・全体で包括的な相談体制を構築する
- ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
- ・支援関係機関の役割分担を図る



- ・まるごとよりそいネットワークもりおかの設置 (ワンストップ相談窓口)
- ・困りごとまるごと無料相談会の開催 (4回)
- ・まるごと推進会議の開催 (3回)
- ・ケース検討会の開催 (1回)
- ・分科会の開催 (9回)
- ・よりそい会議・支援会議の開催 (23回)

まるごとよりそいネットワークもりおか 相談受付件数 《R4.4～R5.3》

	R3年度 (参考)	R4年度
支援対象人数	352人	429人
相談件数	215件	244件
相談内容件数	507件	625件
① 健康	91件・18.0%	経済的困難 63件・10.1%
② 生活困窮	53件・10.5%	うつ・不眠等 62件・9.9%
③ 生活困窮	51件・10.1%	病気 55件・8.8%

※R3・R4では相談内容項目が異なる

相談内容	件数	相談内容	件数	相談内容	件数
経済的困難	63	(多量・過量) 債務	15	生活習慣の乱れ	4
その他メンタルヘルスの課題 (うつ・不眠・不食・依存症・過労等)	62	障がい (疑い)	15	けが	4
病気	55	就労活動困難	13	地域課題	2
家族関係・家族の問題	40	住まい不安定	13	利用者	2
障がい (手帳等)	33	DV・虐待	11	自殺企図	1
社会的孤立 (ニート・ひきこもり含む)	31	コミュニケーションが苦手	11	不登校	0
家計管理の問題	20	権利擁護	10	非行	0
本人の能力の課題 (識字、算数、理解等)	20	子育て	10	中卒・高校中退	0
介護	17	就労支援困難	9	外国籍	0
折衝トラブル	16	ホームレス	8	被災	0
計三票数	15	ひとり親	5	問合せ・その他	111

(6) よりそい会議・支援会議開催実績《4月～3月》

個別ケースにおいて、2種類の会議体を設けている。

①よりそい会議（本人の同意あり）

目的：情報共有，役割分担の協議，支援プランの作成・適切性の協議・終結時等の評価
《4月～3月》12件（開催13回）

②支援会議（本人の同意なし）

目的：情報共有，見守りと支援方針の理解，緊急性がある事案への対応
《4月～3月》9件（開催10回）



3. 事業への期待・4年度の振り返り

(1) 重層事業の実施による期待

- ①交付金等の一本化により，分野を問わない相談支援・地域づくりが可能となるため，
⇒市役所内の連携力UP
⇒市役所＋関係機関との連携力UP
- ②参加支援，アウトリーチ，多機関協働の新規事業を実施することで，
⇒誰一人取り残さないネットワークの構築
⇒支援機関の負担減
- ③本人同意不要の「支援会議」が法律上規定されたため，
⇒潜在的な相談者に支援を届けやすくなる

(2) 令和4年度の振り返り

- ①目標としていた「多分野とのネットワーク強化」「事業の周知（認知度，理解度を上げる）」について，関係機関からの声（下記参照）や地域づくり事業で実施した調査結果からも，概ね達成したと言える。
- ②重層事業をきっかけに庁内連携力も高まり「断らない相談支援」「断らない連携」という意識ができつつあると感じる。

- ③実際のケース会議等を通じて、各機関との関係性ができたことで、その後の連携（重層事業に限らず）もスムーズになったと感じる。

関係機関からの声

- ・問題が多分野にまたがっており関係者の多い会議だったが、ファシリテーターの采配で取り残される参加者がなく、全員が発言することができた。それぞれが情報を出し合い、状況を整理することでケースの全体像が見えてきて、取り組むべき課題の優先順位やそれに伴う役割分担も明確になったため、実りある会議となった。会議の場でホワイトボードを使用し視覚的にも整理していただいた点も良かった。
- ・多機関によりケース検討ができ、役割分担が明確になることによって、支援することの責任感も高まり、複合的課題を抱えるケースのアプローチが協働の下で可能となっている。
- ・これまで関わりがなかった機関や部署へも福祉的支援の理解が深まり、協働する姿勢のなかで相談に応じていただけることが多くなり、とても心強い。
- ・会議を活用し問題解決に至った。今までに例がないケースもどんどん出てくると思うので、積極的に活用して誰もが生き生きと暮らせる地域をつくっていききたい。

4. 今後について

引き続き、事業の認知度・理解度を上げ、多分野とのネットワークを強化する



- ・関係課・関係機関を対象とした研修会や意見交換会等を開催する。
また、市民への周知も図るため、フォーラムを開催する（令和5年度新規事業）。
- ・事例を積み重ね共有していく。
各課、各機関からつながれた複雑ケースにおいて、よりそい会議や支援会議を開催し、共に支援を進めていく。
つながれた複雑ケースについては、まるごと推進会議等を通じて共有していく。

【豊島区】

豊島区児童相談所の設置について

1. 設置の目的

豊島区は、日本一の高密都市であり、単独世帯や外国人の割合も高く、転出入で約3万人が入れ替わるなど地域コミュニティの希薄化に対応する様々な子育て施策に取り組んでいる。

そうした中で、児童虐待対応については、養育困難にある家庭や発達課題を抱えた児童・家庭への継続的支援に加え、子育ての孤立感や閉塞感のほか、コロナ禍における家庭経済により生じた養育への負担感から児童虐待の兆候が現れる家庭も増えており、迅速かつ確かな対応が必要になっていた。

また、全国的にも児童虐待等対応件数が増加しており、豊島区における児童虐待等対応件数も年々増加傾向にあり、令和3年度末時点は、2年度の807件を大きく上回る939件となった。主な要因は、子どものいる前で夫婦喧嘩を行う、面前DVによる子どもへの心理的虐待である。

子どもへの虐待は生命の危機のみならず、子どもの将来にわたって深刻な傷を残すことになることから、迅速かつ確かな判断の下、確かな対応が求められている。

こうした中で、これまで都と区が連携し行ってきた児童相談行政を区が一元的かつ総合的に担う新たな児童相談支援体制として機能させることで、子育て支援、虐待対応、非行児童対応、障害児支援等の多角的な専門支援を身近な地域で迅速かつ丁寧に行うことが可能になるとともに、子ども家庭支援センターで培ってきた経験と実績の下、令和5年2月1日に豊島区児童相談所を開設した。

豊島区の児童虐待対応件数※

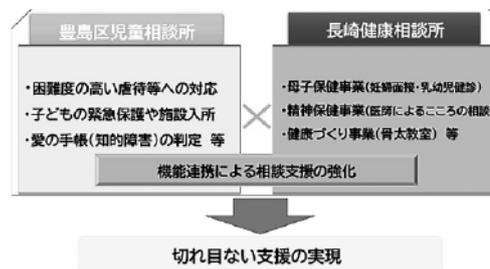


※豊島区が相談対応した件数のうち、主訴が虐待のもの。

2. 豊島区児童相談所の3つの特徴

(1) 長崎健康相談所と合築！ ～新たな子ども・子育ての相談拠点～

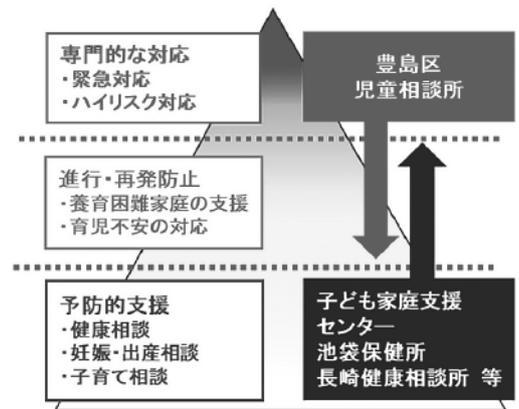
長年、地域で親しまれてきた「長崎健康相談所」と合築することで、子育て支援部局と母子保健部局との連携をさらに強化し、妊娠・出産から子育てに至るまでの相談拠点として、切れ目ない支援の充実を図る。



(2) 専門職による一貫した支援と子どもの権利を保障する取組を進める

一時保護など法的対応の専門機関である「児童相談所」と身近な子育て相談機関である「子ども家庭支援センター」が区の児童相談行政の両輪となり、関係機関と連携を図る中で、身近な相談からハイリスクな相談までを専門職が一貫して支援。

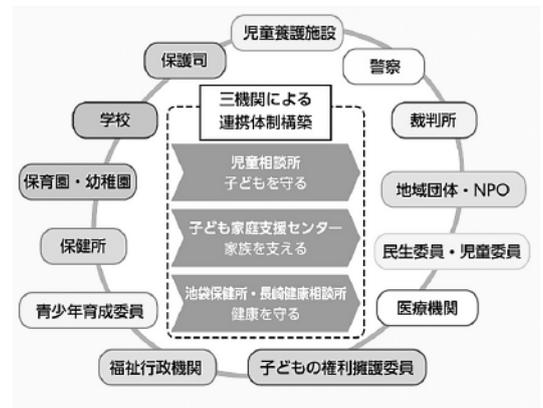
子どもたちが夢や希望を抱き、安心して健やかに成長できるよう、健康に配慮した予防的な支援に努める。



(3) 「オールとしま」による児童相談所体制を構築し、子どもを虐待から守る

増加し続ける児童虐待等の相談に対して、「児童相談所」と「子ども家庭支援センター」に母子保健の専門機関である「長崎健康相談所・池袋保健所」を加えた三機関が核となり、それぞれの専門性を活かした迅速かつ適切な対応を行う。

関係機関との連携と地域のネットワークを活用した「オールとしま」による児童相談支援体制を確立し、虐待の疑いのある子どもとその家庭の早期発見、早期対応と予防に努め、「児童虐待ゼロ」を目指す。



— 家族を支える —
子ども家庭支援センター

子育て相談や育児支援サービスの提供など、子育て家庭に寄り添い、伴走型で支援します。

東部 西部	子どもと家庭の相談 (来所・電話・メール) 親子遊び広場 育児支援ヘルパー	一時保育 子育て訪問相談 子どもショートステイ
東部	養育支援が必要な家庭の相談・支援 巡回子育て発達相談	西部 発達支援事業

— 健康を守る —
池袋保健所・長崎健康相談所

妊娠・出産期から切れ目なく、乳幼児とご家庭の健康を支援します。

母子保健事業 ゆりかご面接(妊婦面接) こんにちは赤ちゃん事業 乳幼児健康診査 乳幼児健康相談 など	精神保健事業 精神科医による専門相談 保健師などによる随時相談 精神保健福祉ボランティア講座の共催 こころまつりの共催 など
健康づくり事業 骨太教室 母親の骨密度測定 健康相談(保健・栄養) 健康づくり教室 小・中学校等への健康教育 など	各種申請受付 妊娠届・母子健康手帳や予防接種 自立支援医療・精神保健福祉手帳 難病医療費助成 小児慢性特定疾病医療費助成 がん検診 など

3. 施設の概要，職員の体制，区民への広報等

(1) 施設の概要

①面積

敷地面積：1,500.79㎡，建築面積：924.75㎡，延床面積：3,239.34㎡

②構造規模

鉄筋コンクリート造 地上3階，地下1階

③主要諸室

- ・長崎健康相談所：事務室，会議室，講堂，計測室，予診室，診察室，栄養相談室，心理相談室
- ・児童相談所：事務室，会議室，待合スペース，相談室，プレイルーム，医務室，心理療法室，観察室，授乳室，その他（児童相談所ラウンジ，体育館等）
- ・消防団：消防団用待機室，消防団用倉庫

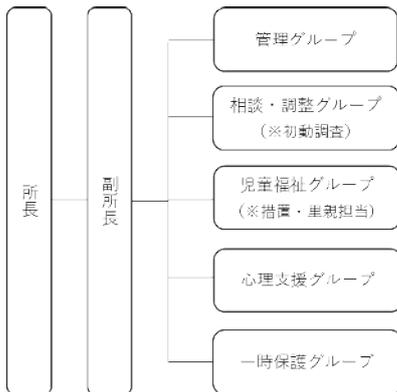


(2) 組織体制と人員配置状況

①職員体制全体人数

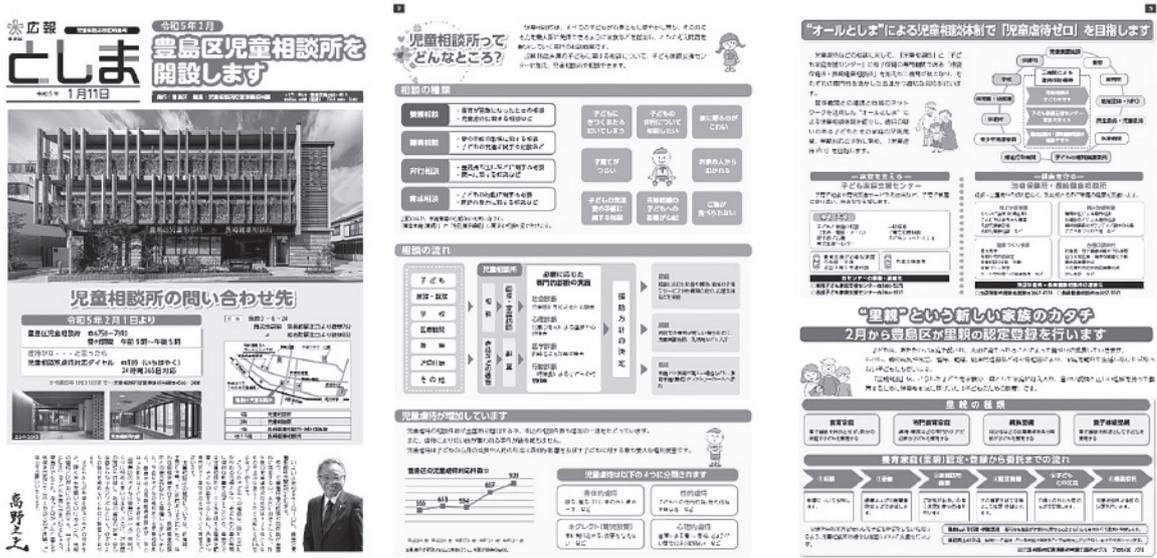
児童相談所			一時保護所		
職の区分	人数	備考	職の区分	人数	備考
所長	1	部長級	保育士・児童指導員	21	
副所長	1	課長級	栄養士	1	
事務	8		看護師	1	
児童福祉司	16	内SV 3名	合計	23	
児童心理司	8	内SV 1名			
保健師	1				
合計	35				

②組織体制



(3) 区民への広報

区長が児童相談所の施設の概要や取組内容について、区民へ知ってもらいたいということから、「広報としま 児童相談所開設特集号」を全戸配布したほか、関係者等への施設の内覧会も広く行った。



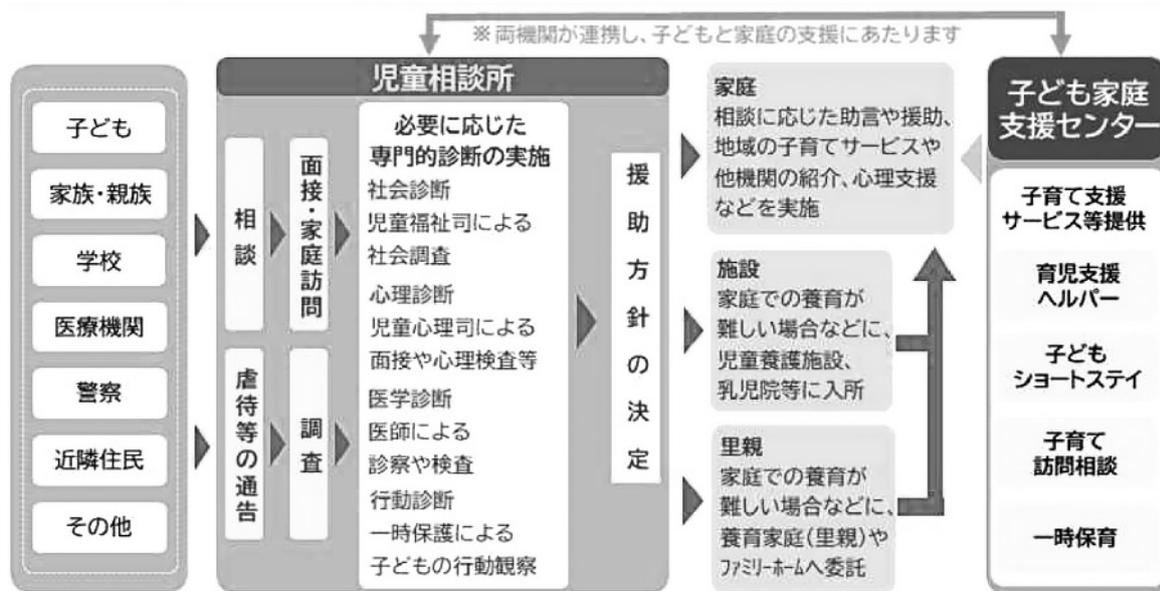
4. 相談の種類・支援の流れ

(1) 相談の種類

- 養護相談 ・子どもを育てられない
 - ・周りに子育ての協力者がいないため困っている
 - ・子どもに対して、叩く、戸外に締め出す、激しく怒鳴る、性的なことをする、ご飯を与えないなど
- 障害相談 ・子どもの発達相談
 - ・愛の手帳（療育手帳）申請受付
- 非行相談 ・子どもの万引き、金銭やクレジットカードの無断持ち出し、SNSやゲーム等への過度な課金行為

- 育成相談 ・子どもの夜間徘徊，家出
- その他 ・子どもの家庭内暴力
- その他 ・近くの家から大人の激しい怒鳴り声と子どもの泣き声が聞こえて心配
- その他 ・戸外に締め出されている子どもを目撃した

(2) 支援の流れ



5. 課題と今後の展開

(1) 課題

令和5年2月1日に開設して間もないが、児童数が増えた際、現在の施設でどこまで受け入れることができるのか、また、職員の人員配置についてなどの検討を行う必要がある。

(2) 今後の展開

一時保護した児童は、施設入所するだけの保護ではなく、家庭の環境改善をしていくための一時的な保護であり、最終的には家庭へ戻していきたいと考えている。ただ、養育環境など、家庭の状況により入所ならびに里親への委託等の社会的養育の場を提供することもある。子どもは慣れ親しんだ地域で暮らすことが大事であり、豊島区児童相談所では里親のなり手の開拓に取り組んでいる。

○里親（養育家庭）制度について

親の病気や死亡，虐待，離婚，経済的理由など様々な理由により，家族と離れて生活しなければならない子どもたちがいる。「里親制度」は，こうした子どもを家族の一員として家庭に迎え入れ，温かい愛情と正しい理解を持って養育する児童福祉法に基いた「子どものための制度」で，里親として認定された方に公的責任で子どもの養育を委託する。

豊島区では，里親家庭が地域で安心して子どもを養育していけるよう，児童相談所や豊島区フォostリング機関をはじめとする関係機関が里親家庭と共に，チームで養育する体制を取っており，すべての子どもに家庭のぬくもりを感じてもらうために，里親になる方を募集している。

※1 里親リーフレット



「社会的養護」とは？

子どもは、家庭で温かい愛情に包まれながら育てられることが最も望ましいのですが、親の虐待、病気、離婚、経済的理由等、さまざまな理由により家族と離れて暮らす子どもが東京都には約4,000人います。そのような子どもを社会全体で支える仕組みを「社会的養護」といいます。

「里親制度」とは？

「里親制度」は、さまざまな理由で家族と離れて暮らす子どもを、一定期間、家族の一人として家庭に迎え入れ温かい愛情と正しい理解を持って養育していただく児童福祉法に基づいた「子どものための制度」です。里親として認定された方に子どもを公的に養育していただきます。



豊島区児童相談所・豊島区フォスタリング機関（二葉乳児院）は、子どもが家庭のめくもりの中で暮らせるよう里親制度の推進に取り組みます。



お問い合わせ

もっと詳しく知りたい方は、お気軽にお問い合わせください。

豊島区児童相談所
豊島区フォスタリング機関（二葉乳児院）
〒171-0051
東京都豊島区長崎3丁目6番24号
電話（直通）03-6758-7918
（平日 午前9時～午後5時）
FAX 03-6758-7919

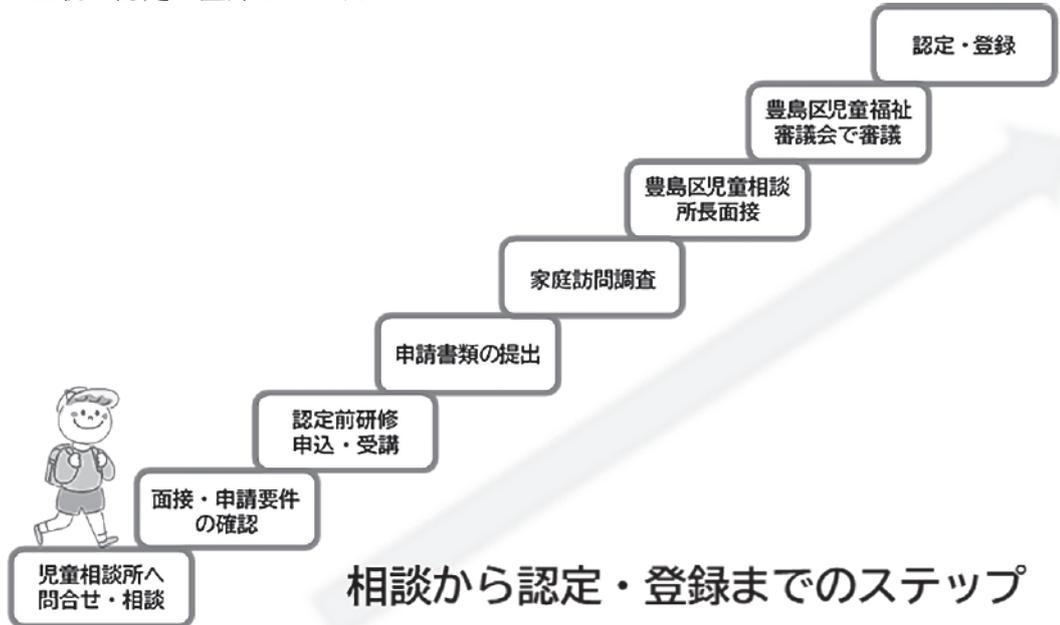
2023年2月発行

子どもたちのためにできること
～新しい家族のカたち～



豊島区里親制度のご案内

※2 里親の認定・登録までの流れ



【西宮市】

待機児童対策について

1. 取組に至る経緯、背景

西宮市は、平成25,26年の待機児童数はゼロだったものの、30年に過去最多の413人、全国ワースト3位となり、令和3年は182人、全国ワースト1位となった。

(1) これまでの待機児童数の推移

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
待機児童数(人)	94	76	36	134	223	310	279
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
待機児童数(人)	81	0	0	76	183	323	413
年度	R元	R2	R3				
待機児童数(人)	253	345	182				

(2) 待機児童数の多い上位10地方自治体(令和3年)

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員 増加数	申込児童数			利用定員増減数 - 申込者増減数	R34 待機児童率
			R34	R24	増減数		R34	R24	増減数		
1	兵庫県	西宮市	182	345	▲163	443	9,309	8,904	405	38	1.96%
2	兵庫県	明石市	149	365	▲216	1,044	8,451	8,265	186	853	1.76%
3	福岡県	筑紫野市	137	125	12	32	2,411	2,343	68	▲36	5.68%
4	兵庫県	尼崎市	118	236	▲118	356	9,380	9,138	242	114	1.26%
5	兵庫県	姫路市	98	122	▲24	220	12,354	12,431	▲77	297	0.79%
6	千葉県	木更津市	90	62	28	45	2,272	2,218	54	▲9	3.96%
7	東京都	小平市	86	159	▲73	22	4,368	4,413	▲50	72	1.97%
8	千葉県	君津市	85	11	74	2	1,290	1,196	94	▲92	6.59%
8	東京都	中央区	85	202	▲117	475	5,713	5,732	▲19	494	1.49%
10	鹿児島県	鹿児島市	82	216	▲134	75	13,718	13,911	▲193	268	0.60%

(出典) 令和3年4月時点の待機児童調査のポイントより(厚生労働省)

2. 待機児童解消に向けた各種取組

(1) 保育所等整備

待機児童の解消に向けて、保育所・幼保連携型認定こども園等を整備する社会福祉法人等に対し、施設整備費を補助。また、定員拡大や耐震化を目的として保育所の建替え等を実施する法人に対し、整備費用を補助。

- ・平成28年度から30年度の3カ年で約1,500人の受入枠拡大を目標に保育所等整備等を進め、保育所や小規模保育事業の新設等により1,211人の受入枠を確保した。
- ・令和3年度以降も毎年400人程度の受入枠拡大を図ってきており、5年度は新たに270人分を確保した。

(2) 保育士確保策

保育士不足への対応は全国的な課題であり、西宮市においても保育士の安定的な確保は重要な課題となっていることから、下記の事業を実施している。

① 市基準の職員配置の採用

国基準を上回る市独自の配置基準を採用しており、保育士・子どもにとって、より良い環境を整えている。また、乳児室の面積も国基準の2倍としている。

○市基準と国基準

	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	乳児室
市基準	3人：1人	5人：1人	15人：1人 (20人：1人)	20人：1人	3,3平方メートル
国基準	3人：1人	6人：1人	15人：1人 (20人：1人)	30人：1人	1.65平方メートル

(配置基準は、子どもと保育士の比)

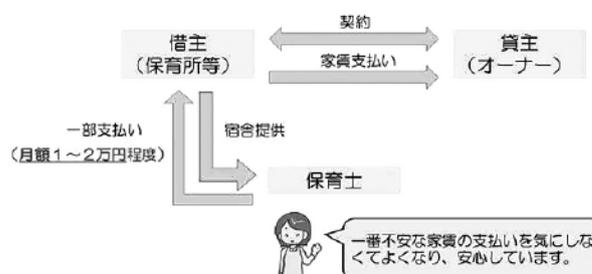
② 資格取得支援事業

保育士試験対策講座の受講などで学習し、保育士試験に合格後、市内の私立保育所等で1年間勤務した場合、学習に要した費用の半額(上限15万円)を補助している。



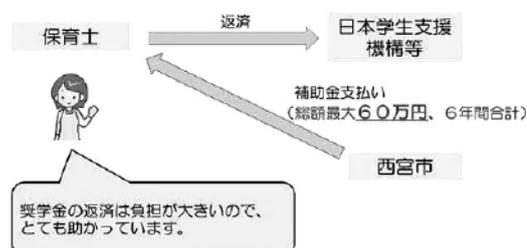
③ 宿舍借上げ支援事業

平成29年度から、各私立保育所等が借り上げた宿舍に新規で採用された保育士が入居した場合、賃借料等(月額：上限8万2千円)の4分の3を市から各私立保育所等へ補助することで、保育士が低額で宿舍を利用できる。



④ 奨学金返済支援事業

奨学金を利用して保育士資格を取得し、市内の私立保育所等で保育士として就職された方を対象に、奨学金の返済に要する費用の一部(年間に返済する金額の半額、上限10万円)を最大6年間補助している。

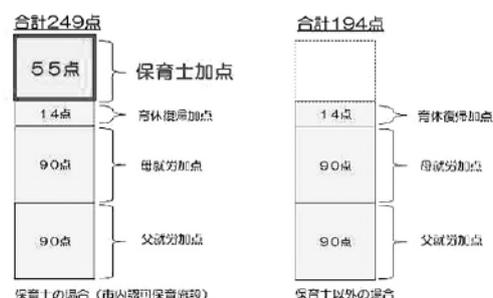


⑤ 保育士就職応援一時金事業

令和4年4月1日以降に、市内の私立保育所等で保育士として採用された方を対象に、1・3・5年目に10万円ずつ支給することとしており、5年度の前算額は約4千万円で、400人程度を対象に支援する。

⑥ 子どもの保育所等への入所時に加点

市内の認可保育施設で保育士として勤務されている方の子どもが保育所等へ入所するのに当たり、調整指数の加算(55点)をしており、保育士の再就職支援を行う。



(例) 両親ともに週5日以上かつ1日8時間以上の就労があり、育児休業の終了に当たり職場復帰する場合

⑦ 保育士就職フェアの開催（西宮市私立保育協会と共催）

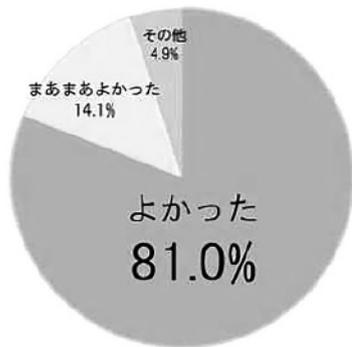
「保育士を目指す学生」や「潜在保育士」を対象に、各私立保育所等の個別ブースを設けて説明会を開催。参加費は無料。

- ・令和5年度第1回保育士就職フェア
（令和5年4月16日（日）12時30分から15時）
- ・令和5年度第2回保育士就職フェア
（令和5年7月17日（月・祝）12時30分から15時）



※参加した方のアンケート結果

「就職フェアはどうでしたか。」（令和4年度参加者数：156人）



参加者の声

- ・様々な園のお話を聞くことができた
- ・周りの求職者の様子も見られて刺激になった
- ・案内がしっかりしていて自分の希望に合う施設を案内してもらえた
- ・明るい雰囲気です、参加しやすかった

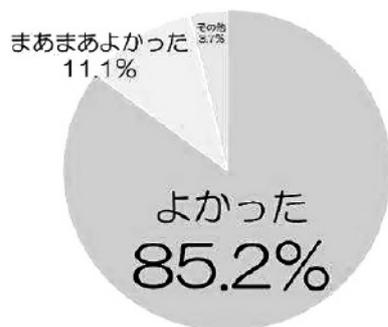
⑧ 保育士リクルート見学バスツアー（見学会）の開催

「保育士を目指す学生」や「潜在保育士」を対象に、バスで市内の私立保育所等を訪れ、普段の保育の様子を見学していただくバスツアーを実施。参加費は無料。

令和5年度保育士リクルート見学バスツアー予定（令和5年8月28日（月）から9月1日（金））

※参加した方のアンケート結果

「リクルートバスツアーはどうでしたか。」（令和元年度参加者数：27人）



参加者の声

- ・実際の保育所の雰囲気や子どもの様子を見ることができてよかった
- ・少人数でのバスツアーなので、気になることを聞きやすくてよかった
- ・たくさんの園を1日で見ることができ園ごとの違いや特徴をたくさん知ることができた
- ・個人で複数の園を1日で見るとは難しいので助かりました

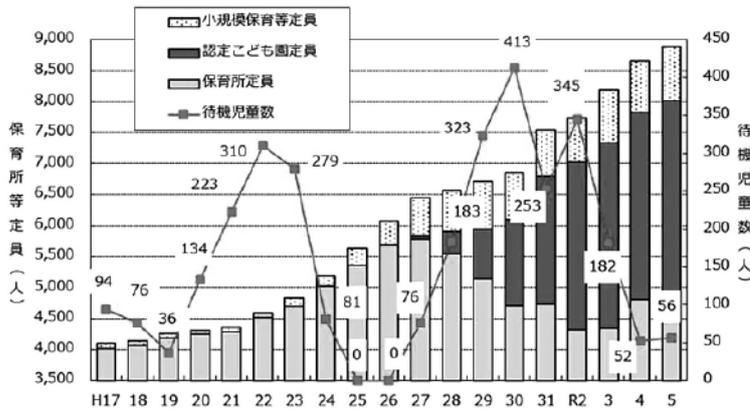
⑨ 保育士就職支援センターの設置

令和3年2月に「ここにし（西宮市保育所就職支援センター）」を設置し、西宮市私立保育協会が西宮市から委託を受けて業務を行っている。コーディネーターは園長経験者で、施設訪問での最新情報を基に就職に向けたお手伝いをしているほか、子育て中でも安心して利用できるよう、子どもの遊びスペースも完備している。



3. 待機児童対策に係る具体的な取組の実績、効果、現状

(1) 保育所等定員等の推移（平成17年以降）



(2) 待機児童対策に係る取組の効果

令和4年4月と3年4月を比較すると、待機児童数が130人減少し、待機児童数の減少が全国1位となった。

順位	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員 増加数	申込児童数			利用定員増減数 （申込児童数減）	R44 待機児比率
			R44	R34	減少数		R44	R34	増減数		
1	兵庫県	西宮市	52	182	▲130	480	9,518	9,309	209	271	0.55%
2	福岡県	筑紫野市	31	137	▲106	180	2,443	2,411	32	148	1.27%
3	東京都	中央区	0	85	▲85	386	5,457	5,713	▲256	642	0.00%
4	千葉県	木更津市	6	90	▲84	146	2,258	2,272	▲14	160	0.27%
5	東京都	小平市	3	86	▲83	327	4,501	4,368	133	194	0.07%
6	千葉県	君津市	9	85	▲76	142	1,261	1,290	▲29	171	0.71%
7	沖縄県	八重瀬町	5	80	▲75	125	1,767	1,802	▲35	160	0.28%
8	東京都	三鷹市	0	70	▲70	16	4,370	4,306	64	▲48	0.00%
8	沖縄県	豊見城市	6	76	▲70	269	3,374	3,418	▲44	313	0.18%
10	千葉県	印西市	13	76	▲63	364	3,085	2,836	249	115	0.42%

(出典) 令和4年4月の待機児童数調査のポイントより（厚生労働省）

(3) 現在の待機児童数（令和5年4月1日時点）

区 分		人数
保育所等入所申込者数（A）		3,330
保育所等入所児童数（B）		2,218
利用保留児童数（C）＝（A）－（B）		1,112
待機児童から 除かれる方	育児休業中の方（D）	344
	求職活動を休止されている方（E）	44
	企業主導型保育事業に入所されている方（F）	202
	特定の保育所等のみを申込されている方など（G）	466
待機児童数（H）＝（C）－〔（D）＋（E）＋（F）＋（G）〕		56

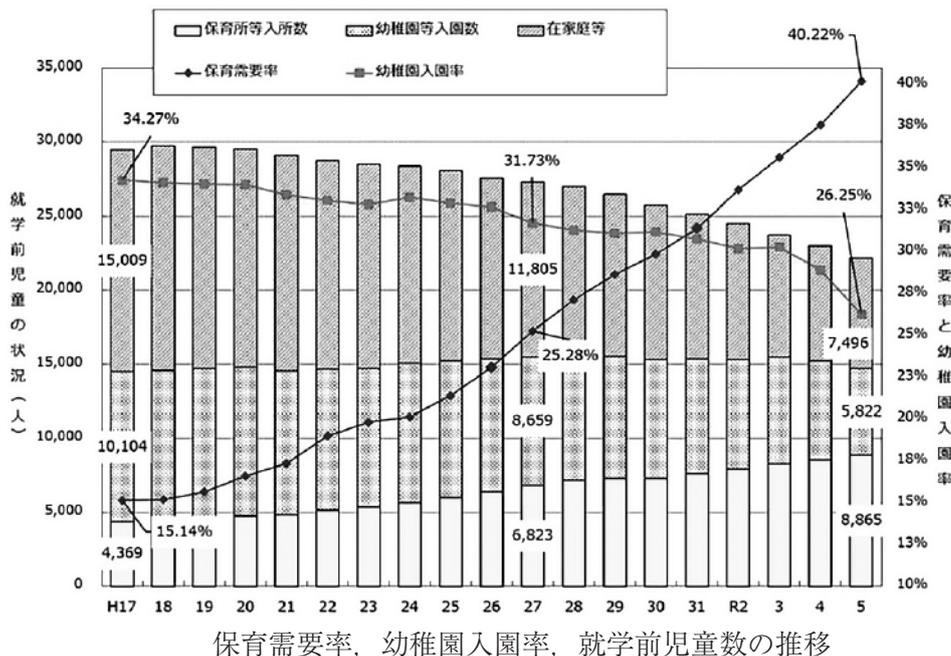
※保育所等入所申込者数及び利用保留児童数が過去最多

(4) 年齢別の待機児童数

年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和5年4月(A)	0	43	13	0	0	0	56
令和4年4月(B)	0	34	18	0	0	0	52
差引(A)-(B)	0	9	▲5	0	0	0	4

4. 今後の課題

- ・保育所等については、施設整備や私立幼稚園の認定こども園移行等により受入枠拡大を図り、待機児童数は減少してきたが、保育需要率（就学前児童に占める保育所等を希望する割合）は増加し続けており、解消には至っていない。また、市内において地域差が生じている。
- ・就学前児童数は、平成18年の29,737人をピークに減少し続けており（令和5年：22,183人）、今後の施設整備は慎重に進める必要がある。
- ・保育需要率が増加している反面、幼稚園入園率は減少しており、今後の幼児教育と保育のあり方について改めて方針を定め、公立幼稚園と公立保育所の再編を行い、公立の認定こども園の設置を検討している。



5. さらなる待機児童対策に向けた今後の展開

- ・待機児童は令和3年以降、1・2歳児のみとなっているため、卒園児の受入先を確保したうえでの小規模保育事業の整備を進める。また、私立幼稚園の認定こども園移行を促し、1・2歳児の受入枠を確保する。
- ・保育士の確保についても、より効果的な手法を研究する。